

(別紙)

## 特別養護老人ホーム健推庵こくふ 利用料金表

### ◆ 個室・ユニット

#### (1) 基本利用料金（介護給付によるサービス）

要介護度	要介護3	要介護4	要介護5
料金（1日）	776円	843円	910円
1ヵ月計（30日）	23,280円	25,290円	27,300円

#### (2) その他介護給付サービス加算

加算	単位	金額	加算条件
初期加算	1日	30円	ご利用者が新規に入居及び30日を超える入院後再び入居した場合、30日間加算。
サービス提供体制強化加算（I）イ	1日	18円	介護福祉士が60%以上配置されている場合。
日常生活継続支援加算（II）	1日	46円	下記1.（1）～（3）何れか、及び2. を満たすこと 1.（1）前6か月～12か月間の新規入居者の中で要介護4、5の方が70%以上 （2）日常生活自立度Ⅲ以上の方が65%以上 （3）たん吸引等の医療行為を必要とする方が15%以上 2. 入所者の数が6又はその端数を増す毎に介護福祉士1以上配置
入院・外泊時費用	1日	246円	ご利用者が入院及び外泊された場合、6日を限度として加算。（但し、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。）
在宅サービスを利用した時の費用	1日	560円	外泊中に当施設により提供される在宅サービスを利用した場合は1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定。
在宅復帰支援機能加算	1日	10円	入居者の家族と連絡調整し、入居者が希望する居宅介護支援事業者に対し、在宅サービスに必要な情報提供、サービス利用の調整をした場合に算定。
退所前訪問相談援助加算	1回	460円	退居に先立って、介護支援専門員、生活相談員等が居宅を訪問し退所後のサービス利用について相談援助を行った場合。
退所後訪問相談援助加算	1回	460円	退居後30日以内に居宅を訪問し、入居者・家族等に相談援助を行った場合。
退所時相談援助加算	1回	400円	退居時に、入居者・家族等に退居後のサービス利用について相談援助を行った場合。 退居日から2週間以内に、市区町村・老人介護支援センター等に対し、介護状況を文書により提供した場合。
退所前連携加算	1回	500円	退居に先立って、入居者が希望する居宅介護支援事業者へ、退居後のサービス利用について文書による情報を提供し、連携して調整を行った場合。

栄養マネジメント加算	1日	14円	入居者の栄養状態を把握し、栄養ケア計画にもとづいた栄養管理を行います。
経口移行加算	1日	28円	経管により食事を摂取する入居者が、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。(180日を限度)
経口維持加算(Ⅱ)	1月	100円	経口で食事を摂取するが、摂食機能障害を有し、誤嚥がある入居者が、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。(180日を限度) (Ⅱ)摂食機能障害を有する場合。
療養食加算	1回	6円	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。
低栄養リスク改善加算	1月	300円	新規入所時又は再入所時に、※1低栄養リスクが高いご利用者に対して、栄養ケア計画に基づき、低栄養状態を改善するための※2特別な栄養管理を行った場合。(180日を限度) ※1血液検査でアルブミン値が低い、褥瘡が出来ている等 ※2補助食品を付ける等
再入所時栄養連携加算	1回	400円	入院前と後で栄養管理が大きく異なる場合に、当施設の管理栄養士を入院先の管理栄養士が相談の上、栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行った場合。(但し、再入所した場合の1回に限る。)
口腔衛生管理体制加算	1月	30円	歯科医師又は医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアの技術的助言、指導を月1回以上行い、計画が作成されている場合。
口腔衛生管理加算	1月	90円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行っており、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導が行われた場合、歯科衛生士が当該入居者の口腔に係る相談に必要な応じ対応される際に算定。
看護体制加算(Ⅰ)□	1日	4円	常勤の看護職員を1名以上配置しています。
看護体制加算(Ⅱ)□	1日	8円	看護職員を常勤換算で25:1以上配置し、更に基準数より1名以上多く加配し、病院等との24時間連携体制の確保をしています。
配置医師緊急時対応加算	1回	650円 (早朝・夜間)	複数名の配置医師をおいており、24時間対応できる体制を整えている。
	1回	1300円 (深夜)	
常時医師配置加算	1日	25円	常勤の医師が1名以上配置された場合。
精神科医療養指導加算	1日	5円	認知症である入居者が全体の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われた場合。
個別機能訓練加算	1日	12円	機能訓練指導員等が、個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行い、3ヶ月に1回以上計画の説明を行った場合。
生活機能向上連携加算	1月	200円	外部のリハビリテーション専門職等と連携し個別機能訓練計画を作成し、他職種が協働して当該計画に

	1月	100円 (個別機能訓練加算算定の場合)	基づき、計画的に機能訓練を実施した場合。
排せつ支援加算	1月	100円	排せつに介護を要する利用者のうち、身体機能の向上や環境の調整により排せつにかかる要介護状態を軽減できると医師、看護師が判断したもの。
褥瘡マネジメント加算	1月	10円	入居者ごとの褥瘡発生に関連の強い項目について計画を作成し、定期的に評価を実施し管理された場合。
若年性認知症利用者受入加算	1日	120円	若年性認知症利用者の受け入れをした場合。
在宅・入所相互利用加算	1日	40円	複数人があらかじめ在宅期間・入居期間を定め、同一の個室を計画的に利用する場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日	200円	医師が認知症の行動・心理症状により、在宅困難緊急入居が必要と判断した場合。 7日を限度。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日	3円	入居者のうち、日常生活自立度のⅢ以上の方が半数以上で、専門の研修を修了している者が相当数配置されている場合。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日	4円	
障害者生活支援体制加算(Ⅰ)	1日	26円	視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者の数が15人以上又は入所障害者数が入居者総数の30%以上となった場合。
障害者生活支援体制加算(Ⅱ)	1日	41円	入居障害者が入居者総数の50%以上かつ、専従の障害者支援専門員を2名以上配置された場合に算定。
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日前4日以上30日以下)	1日	144円	医師が医学的知見に基づき病状回復が困難と診断され、当施設の看取りに関する指針に基づいて、ご利用者、ご家族の同意を得ながら介護を行った場合。
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日の前日、前々日)	1日	680円	
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日)	1日	1,280円	
看取り介護加算(Ⅱ)(死亡日前4日以上30日以下)	1日	144円	医師が医学的知見に基づき病状回復が困難と診断され、当施設の看取りに関する指針に基づいて、ご利用者、ご家族の同意を得ながら介護を行った場合。さらに、複数名の配置医師を置き、医師と対応方法等について、具体的な取り決めがなされている場合。
看取り介護加算(Ⅱ)(死亡日の前日、前々日)	1日	780円	
看取り介護加算(Ⅱ)(死亡日)	1日	1580円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	毎月のご利用者個々の介護報酬と各種加算の合計額に8.3%を乗じた金額。(食費、居住費、その他の費用、立替金は含まれません。)		

※各加算については、要件を満たした際に算定、又は該当者のみ算定となる場合がございます。算定させて頂く場合につきましては、事前にお知らせをさせて頂きますので、ご了承ください。

(3) その他の介護保険の給付対象とならないサービス

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

所得段階	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額		
		第1段階	第2段階	第3段階
料金 (1日)	1,380円	300円	390円	650円
1ヶ月計(30日)	41,400円	9,000円	11,700円	19,500円

②居住（滞在）に要する費用

所得段階	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額		
		第1段階	第2段階	第3段階
料金 (1日)	1,970円	820円	820円	1,310円
1ヶ月計(30日)	59,100円	24,600円	24,600円	39,300円

\*外泊・入院等で居室をあけておく場合は、第1～第3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目から1日あたり1,970円となります。(第4段階の方は、1日目から1日1,970円となります)

(4) その他のサービスに要する費用

サービス内容	単位	料金	内 容
預かり金管理料	1ヵ月	250円	現金（上限1万円まで）のお預かりに対する管理手数料
日用品費	1日	80円	シャンプー等、消耗品にかかる料金
持ち込み家電製品 (1製品)	1日	10円	電気使用品として
証明書発行手数料	1部	500円	入退居に係る証明書等の料金
領収証発行手数料	1部	200円	1処理1部として再発行した際の料金

(5) 立替費用

サービス内容	単位	料金	内 容
医療費	—	実費	病医院を受診した際の自己負担金。医師の指示による薬代金。 インフルエンザ等ワクチン接種の代金。

手続き費用 通信費等	—		ご利用者に代行して行う手続き。ご家族の要望による文書発送等に伴う切手代。
その他	—		ご利用者個人が希望される物品を購入したとき等。 緊急時対応でを使用した物品等。

※これまで介護サービスの利用者負担は原則 1 割～2 割でしたが、平成 30 年 8 月から、65 歳以上の方で一定以上の所得がある方は利用者負担が 3 割になります。

※一定以上の所得・・・本人の合計所得が 220 万円以上で、同一世帯の 65 歳以上の方の年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で 340 万円以上、2 人以上世帯 463 万円以上

※上表は全て 1 割負担を基準として記載しています。

サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。

※なお、利用料金及びその他の費用につきましては、介護保険料の改定並びに諸物価の変動により改訂させていただくことがあります。

H 30.7.1 現在